

## 令和3年度 フレイル対策の住民向け普及啓発業務委託仕様書

### 1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「フレイル対策の住民向け普及啓発業務」委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

### 2 事業目的

フレイル予防は早めに気づいて適切な取組（栄養、身体活動、社会参加）を行うことで、進行を防ぎ健康に戻ることができるため、住民個人の取組も重要であるが、フレイルの認知度は低い状況である。

このため、フレイルの日<sup>\*</sup>である2月1日を中心に県内の高齢者（65歳以上の県民）を主として広く周知することにより、フレイル予防について正しい理解広め、自ら予防に取り組むことができるよう、普及啓発を図ることを目的とする。

※フレイルの日：一般社団法人日本老年医学会、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会、日本老年学会、一般社団法人日本サルコペニア・フレイル学会の4団体が共同で2020年に制定したものの。

### 3 委託業務内容等

フレイル予防及び社会参加の促進に関する普及啓発を目的に、次のことを実施する。なお、制作にあたっての監修者は発注者が手配する。

#### (1) 新聞記事による情報発信

受注者は、広く県民に対し高い訴求効果が見込める新聞紙面にフレイル予防及び社会参加の促進についての記事を作成・掲載すること。

##### ア 掲載する媒体

(ア) 福島民報、福島民友の2紙に掲載する。

(イ) 掲載の時期は令和4年2月1日から2週間の期間に3回以上、半5段程度クイズ等の参加企画を含む内容とする。

##### イ 掲載する内容

高齢者（65歳以上の県民）のフレイルに関する基礎知識及び、フレイル予防に関する内容とするとともに、次の内容を含むこと。また、一般県民が手取りやすい内容となるよう工夫すること。

(ア) フレイルの正しい理解に関すること

フレイルとは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛が高齢者に及ぼす影響、フレイルのチェック、フレイル予防など

(イ) フレイル予防の実践に関すること

心身活動（運動）、栄養、社会参加など

ウ 成果品

掲載紙について、各10部を掲載日から3日以内（土日祝日である場合は翌応答日）までに納品すること。

(2) ポスターの作成

フレイルに関する普及啓発に資するポスターを以下のとおり作成すること。

ア 規格

A2 サイズ、4色フルカラー

イ 掲載する内容

高齢者（65歳以上の県民）のフレイルに関する基礎知識及びフレイル予防に関するポスターをデザインし、作成すること。また、本ポスターは発注者において、一般県民の介護予防を目的とした自治会や協力機関など高齢者が集う場で活用するものであることから、一般県民の目にとまりやすく印象に残る内容となるよう工夫すること。なお、必要となる経費（レイアウト・イラストの作成・納品など）の全てを業務委託料に含むものとする。

ウ 成果品

ポスター1,500部を11月末までに納品すること。

なお、協力機関約450カ所への納品を含む。

※納品時期や納品場所については別途協議

(3) テレビによる広報

受注者は、高齢者（65歳以上の県民）向けの映像を企画・制作し放映すること。映像の長さ及び時間帯については、高齢者への訴求効果が高くなるように提案すること。なお、放送の時期は2月1日の周辺とすること。

また、簡単な運動やフレイル予防に資する取り組みを紹介する内容を放映することとし、映像の長さについては、提案すること。

なお、必要となる経費（構成台本の作成、映像の企画・構成、音響制作、ナレーション、テロップ、アニメーション・イラストの制作、動画及び写真撮影、編集、肖像権・著作権の使用料の支払い、映像の制作及び当該映像が収められたDVDの制作、制作物の納品など）は全て業務委託料に含むものとする。

ア 成果品

・放送確定書等（放送の事実がわかる書類）

・放映した映像を記録した媒体(DVD)2枚

(4) SNS、地域情報誌などを使用した情報発信

受注者は、SNSや地域情報誌を使用し、フレイルに関する普及啓発に資する記事を作成・掲載すること。なお、掲載する媒体やSNS発信の手法について提案するこ

と。

#### ア 掲載する内容

フレイルの基礎知識及びフレイル予防に関する内容とするとともに、次の内容を含むこと。また、SNS や地方情報誌を活用する県民を意識した内容となるよう工夫すること。

##### (ア) フレイルの正しい理解に関すること

フレイルとは、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛が高齢者に及ぼす影響、フレイルのチェック、フレイル予防など

##### (イ) フレイル予防の実践に関すること

心身活動（運動）、栄養、社会参加など

#### イ 成果品

- ・ SNS: 配信状況のレポート等 SNS の配信状況が分かる資料
- ・ 情報誌：紙面 PDF データ

#### (5) 留意事項

提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意したうえで、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

#### ア 普及啓発事業の運營業務について

- ・ 普及啓発事業運営のための運営体制を明確にすること。
- ・ 準備から実施までのスケジュールの調整等、すべての運營業務を行うこと。
- ・ 必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・ 疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

#### イ 新型コロナウイルス感染症の対応について

- ・ 「新しい生活様式」に配慮した内容とすること。

#### ウ 著作権について

- ・ 委託事業の実施に伴う著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- ・ 印刷物、動画等に使用される素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶ者の使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を得るものとする。

#### エ 普及啓発事業終了後の業務

- ・ 実績報告書等を作成し、令和4年3月31日（木）までに2部提出すること。
- ・ 実績報告書には、参加者数等の事業効果が分かる書類を添付すること。

## 4 目的物（成果品）の納入場所

福島県保健福祉部健康づくり推進課

## 5 その他

- (1) 受託者は、委託契約書に及び仕様書に基づき、常に、県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。